

アニュアルレポート (2024年度)

2025年7月

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

目次



01	理事長・COOメッセージ		p.3
02	GX推進機構とは		p.6
03	金融支援業務		p.11
04	カーボンプライシング業務		p.22
05	GXハブ機能		p.24
06	機構としての取組		p.30
07	財務諸表		p.35
08	機構概要		p.37
09	運営委員長メッセージ		p.42

01 | 理事長・COOメッセージ



理事長メッセージ

当機構は官民連携によるGX投資推進の中核機関となるべく、GX推進法に基づく認可法人として、2024年5月に設立され、同年7月より本格的な業務を開始しました。これは、2050年カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長の同時実現という、我が国の掲げる大きな目標の達成に向けた、極めて重要な一歩であったと考えております。

当機構が担う主要な業務は、2023年度からの10年間で、官民合わせて150兆円超のGX投資を実現するための金融支援業務、2026年度からの本格稼働を控える成長志向型カーボンプライシング制度の運営、GX戦略推進の「ハブ」としての多角的な情報発信の3つです。これらを通じて、我が国におけるGXの取組を加速させるべく、役職員一同、日々業務に取り組んでおり、当機構設立初年度の取組を紹介させていただく本レポートが、当機構の活動に対する皆様のご理解の一助となれば幸甚に存じます。

昨今の、地政学リスクの一層の高まり、世界的なエネルギー価格の変動、各国の政策動向の変化等を受け、GXを取り巻く国際情勢は急速に、複雑かつ多岐にわたって変化しております。このような時代においてこそ、我々は2050年カーボンニュートラルという揺るぎない目標を見据え、脱炭素社会の実現と産業競争力の強化・持続的な経済成長に向けて、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。官民連携による組織である当機構は、官・民それぞれの長所を生かし、2025年度はGX分野における民間投資を本格化させるべく、金融支援案件の創出、GX実現に資する排出量取引制度の始動に向けた運営機関としての準備、GXハブとしての一層の情報発信等を通じ、我が国のGX推進に貢献してまいります。



脱炭素成長型経済構造移行推進機構

理事長 筒井 義信

COO(専務理事)メッセージ

昨年7月1日に新組織として業務を開始して以来、我々がミッションに定めた「地球と産業の未来を、ともに拓く」を合言葉に、職員一同心をひとつにして日本のGX戦略実現の加速化に向け取組を進めてきました。

- 一丁目一番地の業務である金融支援業務については、民間がとりにくいGX特有のリスクを債務保証・出資の手法で提供するための各種規程類・ガバナンス体制の整備を終えました。並行して60件を超える具体的なGX投資案件の議論を民間事業者・金融機関・政府・地方自治体などと進めています。
- 来年度からスタートする排出量取引制度については、その運営に向けた準備を進めています。海外の取組からの学びを活かし、日本ならではのカーボンプライシングをスムーズに立ち上げる工夫をしています。
- 調査・研究や戦略連携を促進するGXハブ機能については、国内外の各種イベントでの機構メンバーの発信や、GXフューチャーアカデミーを月二回程度のペースで開催してきました。

グローバルに様々な環境変化があり一部脱炭素の取組に対する揺り戻しの動きも見られます。しかし我が国のGX政策においては、GXを単なる脱炭素・グリーン化の取組とするのではなく、経済成長・産業競争力強化とセットで戦略的に位置付けており、当機構としては、日本にとってこの状況はむしろ好機と捉え、引き続きGXへの取組を更に加速化させていく所存です。GXに関し様々なお悩みをお持ちの方は、遠慮なく当機構にご相談ください。



脱炭素成長型経済構造移行推進機構

COO(専務理事) 重竹 尚基

02 | GX推進機構とは



GX推進機構とは

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（通称：**GX推進機構** 英文名称：**GX Acceleration Agency**）は、GX推進法に基づく認可法人として2024年4月に経済産業大臣から設立が認可され、同7月に業務を開始しました。
- 2050年カーボンニュートラルの達成と日本の産業競争力強化・経済成長を同時実現**するための**ドライビングフォース**として、以下の業務を実施しています。

- ① 今後10年間で官民合わせて150兆円超のGX投資を推進するための金融支援（債務保証の提供や出資等）
- ② 排出権取引制度の運営及び化石燃料賦課金等の徴収
- ③ GX政策等に関する調査・研究、企業連携の推進、気候変動開示の推進、新たな金融手法の国内外への発信等（GX投資推進に関する「ハブ」機能）

1. 金融支援業務



3. GXハブ機能



- 》プロアクティブに案件を発掘・創出するために企業間・官民の連携を支援
- 》GX政策・サステナビリティ推進に関する議論の促進と内外への発信

2. 成長志向型カーボンプライシング制度の導入・運営

ロゴマーク

》開所に当たり、GX推進機構のロゴマークを設定しました。

①強さ、②スピード感、③実行力の3つに重点を据えており、黒をメインカラーとすることで**芯のある「強さ」**を表現しています。

GとXの間の矢印部分は、**脱炭素社会への移行を加速する「スピード感」と、ダイナミックな「実行力」**を表現しています。



Mission Vision Value

》 役職員で議論を重ね、機構が拠り所とすべきMission, Vision, Valueを策定しました。

Mission（使命）

GX推進機構は、

- ・ 金融手法と市場メカニズムの専門的知見を活用し、
- ・ 温室効果ガスの排出削減と企業・産業の持続可能な成長が両立するステージへの移行を加速させることにより、
- ・ 地球環境の改善と我が国経済・社会の健全な発展に貢献します。

Vision（中長期的に達成したい目標）

地球と産業の未来を、ともに拓く。

Value（大切にしたい価値観）

未来から考えること	将来世代の視点と俯瞰的視座を持って、行動します。
挑戦すること	GXの新たな地平を切り開き、前例を生み出します。
誠実であること	誰に対しても公正に接し、自らの責任を着実に果たします。
チームの力を信じること	共に働くもの、そして、日本の力を信じ、果たすべき役割を遂行します。



運営体制

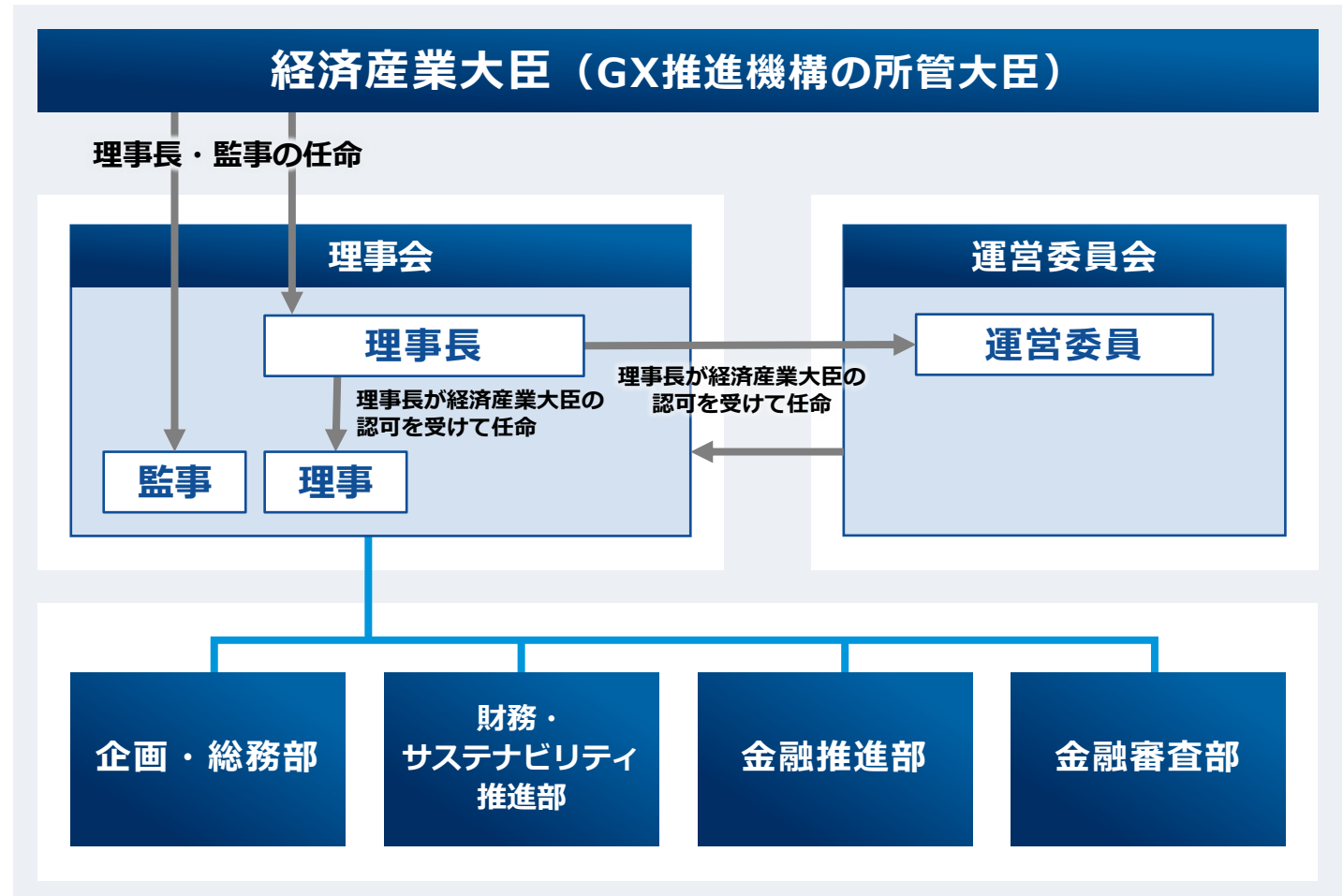
》GX推進法及びGX推進機構定款に基づき、以下の体制により運営しています。

GX推進法に基づき、「運営委員会」を、また、機構定款に基づき、「理事会」を設置。

執行機関である理事会は、理事長を中心とした経営執行チームとして、事業・資金計画等組織の運営に係るマネジメントを実施します。

他方、運営委員会は、理事会の提案に対して、客観性・透明性のある議論を行うことを通じて、組織の重要事項の意思決定と理事会の活動内容のモニタリングを行います。

理事会には、監事が出席し、意見を述べる事ができるとするとともに、重要事項を議決する運営委員会は、理事長及び理事の他、外部の有識者をもって組織するとすることにより、組織の内部統制を確保しています。



03 | 金融支援業務



金融支援における基本条件と要件

》原資であるGX経済移行債のフレームワークに則り、金融支援を実施します。

GX経済移行債のフレームワーク

基本条件 (概要)

- | | |
|---|--|
| I 民間のみでは投資判断が真に困難な事業

II GX達成に不可欠な産業競争力の強化・経済成長・排出削減に貢献するもの | III 企業投資・需要側の行動を変える規制・制度面との一体性

IV 国内の人的・物的投資拡大につながるもの |
|---|--|

要件

上記の原則に加え、産業競争力強化・経済成長に係るA～Cの要件と、排出削減に係る①～③要件の双方について、それぞれ一つずつを満たす類型に適合する事業を支援対象候補として、優先順位付けを行う。

産業競争力強化・経済成長

- A **技術革新性**または**事業革新性**があり、外需獲得や内需拡大を見据えた成長投資
 or B **高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）**の双方に資する成長投資
 or C **全国規模**の市場が想定される**主要物品の導入初期の国内需要対策（供給側の投資も伴うもの）**

排出削減

- ① 技術革新を通じて、将来の**国内の削減**に貢献する**研究開発投資**
 or ② 技術的に削減効果が高く、**直接的に国内の排出削減**に資する**設備投資等**
 or ③ **全国規模で需要**があり、高い削減効果が長期に及ぶ**主要物品の導入初期の国内需要対策**

金融支援の対象分野

》金融支援は、「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク（2025年6月改訂）」や、「GX2040ビジョン」（2025年2月）において必要と認められた分野・措置に照らして実施します。

GX経済移行債の主な資金使途分類

エネルギー効率	徹底した省エネルギーの推進、 住宅・建築物、脱炭素目的のデジタル 投資、蓄電池産業
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの主力電源化、 インフラ
低炭素・脱炭素エネルギー	原子力の活用、カーボンニュートラルの 実現に向けた電力・ガス市場の整備
クリーンな運輸	運輸部門のGX、インフラ
環境適応商品、環境に配慮した 生産技術及びプロセス	製造業の構造転換（燃料・原料転換）、 水素・アンモニアの導入促進、 カーボンリサイクル/CCS
生物自然資源及び土地利用に係る持続 可能な管理、サーキュラーエコノミー	食料・農林水産業、資源循環

GX2040ビジョン

1. GX産業構造
2. GX産業立地
3. 現実的なトランジションの重要性和
世界の脱炭素化への貢献
4. GXを加速させるための個別分野の取組
5. 成長志向型カーボンプライシング構想
6. 公正な移行

国が定める金融支援基準

》金融支援は、GX推進法に基づき経済産業大臣が定めた金融支援基準に従って実施します。

金融支援に当たって 機構が従うべき基準

1. 政府方針との整合性
2. GX技術の社会実装又は事業の推進
3. 民間で取り切れないリスクの補完
4. 事業の持続可能性のみではない総合判断
5. 適切な経営・事業推進体制の要請

金融支援全般について 機構が務めるべき事項

1. 取るべきリスクに対する積極的な姿勢
2. 適切な金融支援体制の確保
3. 政府全体の政策との連携
4. GX推進に向けた人材の育成
5. ステークホルダーとの連携
6. 透明性確保に向けた情報開示

債務保証の考え方（類型）

》 債務保証業務は、債務保証規程（p.15～17）に基づいて行います。

債務保証の対象となる3つの類型

類型 1 **GX新技術**を用いた**GXに資する事業**への債務保証

類型 2 **類型1以外のGXに資する事業**への債務保証

類型 3 **トランジション・ファイナンス**により資金調達する企業への債務保証

**民間金融機関等で取り切れないリスクをしっかりと、
GX実現の加速化に向けた社会的意義のある取組を進める**

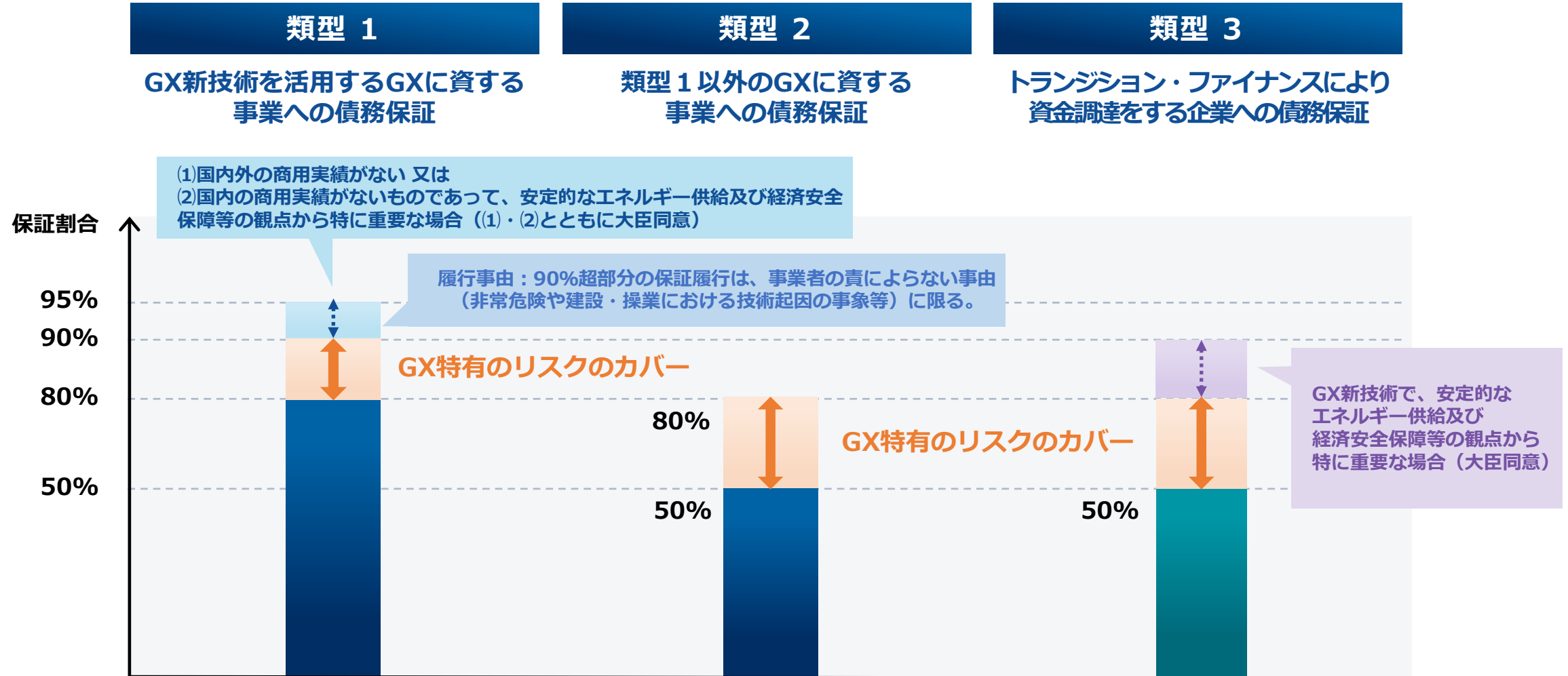
債務保証の考え方（類型毎の保証割合）

類型毎の保証割合

- GX新技術（国内の商用実績 3 件程度以下であって、経済産業省・技術有識者と協議を経たもの）の社会実装を特に推進する観点から、**類型1**の保証割合は、貸付総額の**原則80%以下**とし、**類型2・3**の保証割合は、貸付総額の**原則50%以下**とする。
- その上で、**GX特有のリスク（市場リスクや制度変更リスク）**が認められる場合、**類型1**は貸付総額の**90%**までの保証割合を措置し、**類型2・3**は貸付総額の**80%**までの保証割合を措置。
- さらに、**類型1**は(1)**国内外の商用実績がないもの**又は(2)**国内の商用実績がないものであって、エネルギー安定供給及び経済安全保障等の観点から特に重要**であると認められる場合には、**経済産業大臣の同意**の上、貸付総額の**95%**まで、**類型3**は**GX新技術を活用し、かつエネルギー安定供給及び経済安全保障等の観点から特に重要なもの**は、**経済産業大臣の同意**の上、貸付総額の**90%**までの保証割合を措置。

※ なお、類型1に関しては、貸付総額の90%超～95%までの保証部分の履行は、事業者の責によらない事由（非常危険や建設・操業段階のリスク）に限る。

債務保証の考え方（類型毎の保証割合）



※機構の債務保証付の貸付債権において、金融機関がリスクテイクする部分（欠け目）を設け、欠け目を控除した上で、機構が保証を付する部分が、上述の保証割合の範囲内になるようにする。

出資の考え方

》 出資業務は、出資規程に基づいて行います。

出資の対象となる3つの類型

類型1

債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者

例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件

類型2

国内のGXに資する事業活動を行う者に対して投資するファンド（LP出資に限る）

例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド

類型3

GXに資する技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業

例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）

金融支援に係る審査

》金融支援をする際には、金融支援基準を踏まえ、適切に審査を実施します。

- ・民間金融機関が重視する事業の持続可能性のみならず、GX実現に向けた社会的意義等を総合的に勘案し、金融支援を行うか否か判断します。

総合判断

事業基準

- ・民間金融機関等のリスク補完
- ・キャッシュフローによる完済見込



インパクト基準

- ・環境、経済、金融面におけるポジティブなインパクト
(ネガティブなインパクトを及ぼす案件は環境社会スクリーニングにより回避)

透明性・客観性を担保するため外部専門家の知見を積極的に活用

審査におけるネガティブ・スクリーニング

》 審査において、環境・社会に関するネガティブスクリーニングを実施するため、国際的なガイドラインに準拠した環境・社会審査に係る方針・手順を策定しました。

環境・社会ネガティブ・スクリーニングに関する方針

※ 近日中に当機構ウェブサイトにて開示を予定

- ・ 地球環境の改善と我が国経済・社会の健全な発展に貢献すべく、支援する事業の環境・社会審査に係る基本方針として以下の内容を定めているもの

金融支援を行う
事業に求める基準

ステークホルダー
エンゲージメント

ガバナンス

情報管理

ネガティブ・スクリーニングのフロー（イメージ）

- ・ 各フローは国際的なガイドラインである「国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード」や「赤道原則」に準拠

①初期スクリーニング

- 》 環境・社会への影響の可能性の程度等に応じてカテゴリ分類
- 》 各カテゴリに応じた環境・社会審査の手続きを実施

②環境レビュー

- 》 事業活動を行う地域で適用される法規制とその他要求事項を遵守するかどうかを確認
- 》 また地域や事業の特性に応じて、IFCのパフォーマンススタンダード及びEHSガイドラインに適合しているかを確認
- 》 当機構の金融支援対象領域を中心に、セクター別チェックリストを制定

③意思決定の反映

④情報公開

- 》 支援事業に関する情報はHPにて公開し、透明性を確保

⑤フォローアップ

- 》 必要に応じ課題への対応状況を確認、運営委員会へ報告

技術連携

》 GX新技術の社会実装の進展に向けて、相互のノウハウを活用すべく
産業技術総合研究所及びAIST Solutionsとの連携協定を締結しました。



金融支援に際し
GX新技術の社会実装における
技術面のリスク分析・検証の強化



産総研グループの研究開発成果の
産業利用の促進

2024.11.28 GX推進機構 ニュースリリース : <https://www.gxa.go.jp/assets/20241128a.pdf>

2024.11.28 国立研究開発法人産業技術総合研究所 ニュースリリース : https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/au20241128.html

2024.11.28 株式会社AIST Solutions ニュースリリース : https://www.aist-solutions.co.jp/news/renkei_gxa.html

04 | カーボンプライシング業務



カーボンプライシング

》 GX推進法に基づき、排出量取引制度（2026年度～）の運営及び化石燃料賦課金（2028年度～）の徴収に関する事務を担うべく、準備を進めます。

排出量取引制度の運営

政府は、GXに向けたインセンティブを高めるための措置として、排出量取引制度の導入を進めており、GX推進法改正法（2025年5月）により、2026年度からの本格導入が定められました。GX推進機構は、その運営に関する事務の一部を担うべく、準備を進めていきます。

化石燃料賦課金の徴収事務

政府は、広くGXの動機づけを促進する観点から、2028年度より、化石燃料の輸入事業者等を対象に、化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じた賦課金を導入することとしています。GX推進機構は、その徴収に関する事務を担うこととされており、制度開始に向けた準備を進めていきます。

05 | GXハブ機能



GXに関する講演・発信

》 GX推進機構の役職員が国内外のイベントに登壇。GX推進機構の役割に加え、我が国のGX戦略についても積極的に発信しています。

読売カーボンニュートラル・デイ (筒井理事長) 2024.9.27



日経フォーラム 「グローバルGX・金融会議札幌」 (重竹COO) 2024.12.16



OECD Forum on Green Finance and Investment (高田理事) 2024.10.15



GGX Finance Summit 2024

》経済産業省等との共催により、GGX（Global GX）Finance Summit 2024を開催しました。

開催日：2024年10月15日（火）

主催：経済産業省

共催：WBCSD、TCFDコンソーシアム、GX推進機構

テーマ：トランジション・ファイナンスの今後の展望 等



サミットでは、

- (1) GX市場の拡大に向けて、
- (2) GXスタートアップエコシステムの構築、
- (3) トランジション・ファイナンスの今後の展望、
- (4) 移行計画の策定

の4つのセッションが行われ、それぞれにおいて、国内外の産業界、金融、政策当局者、国際団体を含む有識者から、様々な提言がなされた他、パネルディスカッションでの議論が行われました。

GX Future Seminar

》GXに関する知見の共有等を目的として、GX推進機構の出資企業等向けのセミナーを定期的に行っています。

回数	テーマ
第1回	サステナブルファイナンスの動向&カーボנקレジット
第2回	GX政策について
第3回	日本のGX実現に向けて－GXの勝ち筋－
第4回	GX-ETS
第5回	MUFGトランジション白書2024
第6回	多排出産業の現状（鉄と化学）
第7回	トランジション・ファイナンスの動向と今後の展望
第8回	COP29を終えて
第9回	GX推進機構の進捗報告
第10回	GX関係予算
第11回	2050の日本の産業構造（グランドデザイン）
第12回	開示の最新動向
第13回	エネルギー基本計画 / 地球温暖化対策計画
第14回	GXスタートアップ
第15回	インパクトファイナンスの動向+民間企業の取組
第16回	気候変動政策の現状と今後
第17回	洋上風力のサプライチェーンの構築



※2025年6月までの開催実績を掲載

Global Advisory Council

》国際的なネットワーク構築、情報発信を強化するため、GX関連分野の世界的有識者をメンバーとする「Global Advisory Council」を設置しました。

Global Advisory Councilのメンバー



Amit Bouri
アミット ボウリ

共同創業者
グローバル・
インパクト・
インベスティング・
ネットワーク



Sean Kidney
ショーン キドニー

CEO
クライメート・ボンド・
イニシアチブ



Sherry Madera
シェリー マデーラ

CEO
シーディーピー・
ワールドワイド



Nicholas Pfaff
ニコラス ファフ

副CEO
サステナブル
ファイナンス部門
ヘッド
国際資本市場協会



Mary Schapiro
メアリー シャピロ

公共政策担当副会長
ブルームバーグ
副議長
グラスゴー金融同盟



Robert Youngman
ロバート ヤングマン

グリーンファイナンス・
インベストメント
チームリーダー
経済協力開発機構

地域連携

》 地域でのGX投資を促進するため、「地域連携室」と「北海道デスク」を設置しました。

- 2024年9月、金融支援業務を実施する上で地域連携が必要なことから、地域関係者との連携を進めるため、「地域連携室」を設置しました。
- また、再エネポテンシャルが高く、地方公共団体、地域金融機関等の連携も進んでいる北海道には、「北海道デスク」を設置しました。北海道経産局の協力を得ながら、様々な情報収集・発信や関係機関との連携を行っています。

連携イメージ



06 | 機構としての取組



サステナビリティの取組

》 機構での事業活動に伴って発生する環境負荷の軽減に取り組んでいます。

- 使用電力の全てを再生可能エネルギーで調達していることなど、環境性能を考慮して、入居先を選定しました。
- 2025年度からはグリーン購入の実践も開始し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に取り組んでいます。
- また、オフィスでは、再生素材で作られたカーペットを使用しているほか、再生素材が用いられ、かつ、部材等の交換により長期使用が可能な椅子を採用するなど、環境に配慮した商品選びを行っています。



入居ビル
(第一生命日比谷ファーストビル)



再生素材製のタイルカーペットと
環境配慮型商品出荷証明書



環境に配慮した椅子
(図等はコクヨ提案資料を基に当機構にて作成)

コンプライアンス・情報公開

》法令を遵守しつつ、国民の期待・信頼に応えていけるよう、
役職員倫理規程を定めるとともに、研修により職員の理解醸成を図りました。

役職員倫理規程

役職員倫理規程を定め、職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき事項をルール化しました。

コンプライアンス研修

遵守すべき事項の徹底を図るため、
全職員向けにコンプライアンス研修を実施しました。

情報公開

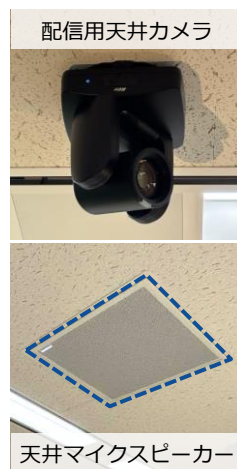
機構の概要、業務内容等について、独立行政法人等の保有する
情報の公開に関する法律その他法令に基づき、
機構HP等を通じて、適切に情報公開を行ってまいります。



オフィス環境（ライブラリー）

》 オフィス内に「ライブラリー」と呼ばれるスペースを設置。GX Future Seminarを開催するなど、ハブ機能を果たしていくための交流の場所として活用しています。

- ライブラリーには、配信用天井カメラや天井マイクスピーカーを配備。オンライン・オフラインの壁を越えて連携、交流が生まれやすい仕組みを整えています。
- また、ライブラリー内には、訪れた人が手に取れるよう、様々なジャンルの図書を配置。これらの蔵書は、新たな着想を喚起するとともに、交流のきっかけとしても活用しています。



GXライブラリー

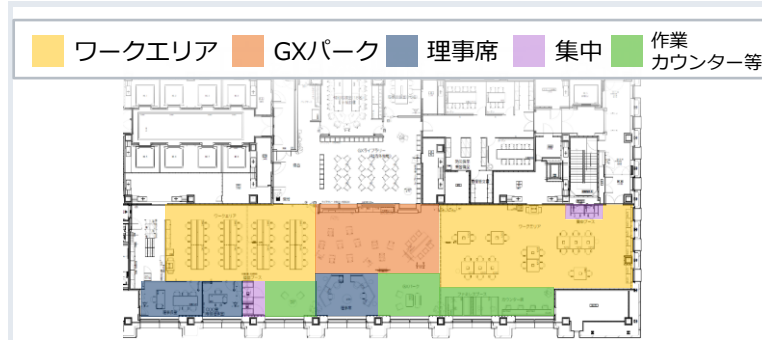


役職員でライブラリー配架

オフィス環境（執務室）

》 日頃、職務に当たるワーキングスペースにも、様々な工夫を採用しています。

- 会議や議論が行われやすい場づくりを行うとともに、集中して作業するためのスペースも確保することで、より高いアウトプットが創出されやすいオフィスを実現しています。



フロア全体



ワークエリア



全体MTG



理事席



集中ブース



作業カウンター

07 | 財務諸表



財務諸表

貸借対照表

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	112,835,220	流動負債	271,326
現金及び預金	112,783,781	未払金	256,393
その他	51,438	その他	14,933
固定資産	8,528,975	固定負債	1,187
有形固定資産	207,712	その他	1,187
建物	179,180	負債合計	272,513
その他	28,532	資本金	121,660,000
無形固定資産	2,900	政府出資金	120,000,000
投資その他の資産	8,318,363	民間出資金	1,660,000
投資有価証券	8,217,915	繰越欠損金	568,319
その他	100,448	当期末処理損失	568,319
資産合計	121,364,195	純資産合計	121,091,681
		負債・純資産合計	121,364,195

単位：千円

損益計算書

経常収益	79,106
事業外収益	79,106
受取利息	68,045
その他	11,061
経常費用	647,361
事業諸費	223,298
旅費	18,456
外部委託費	204,842
一般管理費	366,530
事業外費用	57,533
経常損失	568,255
税引前当期純損失	568,255
法人税等	64
当期純損失	568,319

単位：千円

※金額は、単位未満を切り上げているため、合計とは端数において合致しない場合があります。

08 | 機構概要



機構概要

》 概要

正 式 名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構（通称：GX推進機構）
業 務 開 始 日	2024年7月1日
設 立 根 拠	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （特別の法律に基づく認可法人）
目 的	化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進すること
主 務 大 臣	経済産業大臣
資 本 金	1,216億6,000万円（2025年3月31日現在）
政府の出資額	1,200億円（2025年3月31日現在）

機構概要

》 概要（つづき）

事務所所在地

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

役員

理事長 筒井 義信
専務理事 重竹 尚基
理事 梶川 文博、高田 英樹、井上 峰人、五百森 香苗
監事 千原 真衣子（片岡総合法律事務所パートナー）

運営委員

委員長 十倉 雅和（一般社団法人経済団体連合会名誉会長）
委員長代理 白石 隆（熊本県立大学特別栄誉教授）
委員 伊藤 元重（東京大学名誉教授）
梶原 敦子（デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社
マネージングディレクター）
森本 英香（早稲田大学法学部教授）
吉高 まり（東京大学教養学部客員教授 / 慶應義塾大学特別招聘教授
一般社団法人バーチュデザイン代表理事）
吉井 久美子（TMI総合法律事務所パートナー）

機構概要

》 組織図



機構概要

》 沿革

- 2022年 12月** ● 「GX実現に向けた基本方針」（GX実行会議とりまとめ）において「GX推進機構」創設の旨記載
- 2023年 2月** ● 「GX実現に向けた基本方針」、
「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX推進法」）案」閣議決定
- 2023年 5月** ● 「GX推進法」成立
- 2023年 7月** ● 経済産業省にGX推進機構設立準備室発足
- 2024年 5月** ● 脱炭素成長型経済構造移行推進機構設立
- 2024年 7月** ● 業務開始

09 | 運営委員長メッセージ



運営委員長メッセージ

GX推進機構は、GXを推進するための実働部隊として、昨年、設立されました。私自身、5月まで務めていた経団連会長として、一番最初に取り組み、且つ、最も重要な課題として取り組んだのが、GXの推進であります。

GXの推進は、単にカーボンニュートラルの実現という気候変動問題への取組みに留まらず、官民連携で10年150兆円超のGX投資の実現に向けた我が国の成長戦略の要であります。また、資源を持たない島国である我が国にとって、エネルギーの安定供給は極めて重要な課題であり、欧米と比較し、大きな国内マーケットを持たない我が国にとって、AZECを活用し、アジアを中心とした国際的なグリーンマーケットの獲得が求められます。さらに、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化に向けて、先日GX推進法が改正され、2026年度から排出量取引制度が導入されます。

こうした多岐に渡るGX推進に向けた取組みの中で、本機構は、官民連携で10年150兆円超のGX投資を実現に向けて、債務保証等の金融支援、化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営を行います。まさに、GX推進の中核となる組織です。

本機構の設立以降、私は、機構の重要な意思決定を担う運営委員会の委員長の任に当たり、豊富な経験・知見を有した委員の皆様と、GXの実現に向けた有意義な議論を重ねています。本機構は、今後、ますます大きな役割を果たしていくことが期待されています。GXに取り組む事業者への充実した支援が実現できるよう、運営委員会として、引き続き、客観性、透明性を確保しつつ、活発な議論を行ってまいります。私自身も、運営委員長として、本機構が、GX推進に向けて、ますます大きな役割を果たすことができるよう尽力してまいります。



脱炭素成長型経済構造移行推進機構

運営委員長 十倉 雅和